

<多様な担い手（棚田オーナー等）の確保に取り組む事例>

○集落ぐるみで都市住民との交流による活性化への取組

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	福岡県八女市 やめし 椿原 つばはら			
協 定 面 積 28.1ha	田 (35%)	畑 (65%)	草 地	採草放牧地
	水稲	果樹・野菜		
交 付 金 額 288万円	個人配分 50%			
	共同取組活動 (50%)	役員報酬	5%	
		研修会等費	11%	
		水路・農道管理費	26%	
		鳥獣被害防止対策費	3%	
		その他	5%	
協定参加者	農業者40人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

椿原集落は、過疎化及び農業者の高齢化が深刻な問題となっており、今後の継続的な農業生産活動等の実施が困難となりつつあった。そこで、高齢者も安心して農業生産活動等を行えるよう第2期対策で地域に6つあった協定を1つに統合し、新たに中山間地域等直接支払制度に取り組むこととなった。

3. 取組の内容

統合前協定の一つにおいて、地元の山村環境を守るグループ『山村塾』と協力し、市民農園の実施による都市住民との交流活動を行っていたことから、これを統合協定全体の取組として広げるとともに、アイガモ農法による無農薬米づくりや無農薬米を加工した餅の産直交流の実施等、さらなる集落の活性化を図っている。

また、農道や水路の維持管理・整備を相互に協力し合い行い、農地についても高齢者が安心して活動に参加できるよう、集落ぐるみでサポート体制を構築している。



【都市住民との交流：田植えの様子】



【都市住民との交流：稲刈りの様子】

〔集落の将来像〕

- 地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備を目指す。
- 集落ぐるみの農業生産活動等の体制整備の維持・強化を図る。



〔将来像を実現するための活動目標〕

- 地場産農産物の加工・販売を行う。
- 新規就農者を1名確保する。
- 農業の継続が困難となった農地が生じた場合に備え、サポート体制を維持・強化する。

〔活 動 内 容〕

農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理 (田 10.0ha、畑 18.1ha) 個別対応	市民農園の実施 共同取組対応	地場産農産物の加工・販売 (餅及び味噌の販売) 共同取組活動
水路・農道の管理 草刈・清掃 年5回 共同取組活動		新規就農者の確保 (目標1名) 共同取組活動
鳥獣害防止対策 電気柵、ネット等の設置 共同取組活動		農業の継続が困難となった農用地が生じた場合に備え、サポート体制を構築する。 共同取組活動

4. 今後の課題等について

第3期対策から6協定が統合したことにより、農作業の効率化、サポート体制の強化を図ることができた。また、市民農園の実施により集落の活性化を図ることができた。

今後は新規就農者を確保し、さらなる集落の活性化に繋がたいと考えている。

〔第2期対策の主な成果〕

旧笹ノ原集落協定

- 高付加価値型農業の実践(有機たい肥の施肥) (当初:0㎡ 目標:1,122㎡ H21実績:7,995㎡)
- 都市住民との交流(有機農業体験) (当初:0㎡ 目標:1,122㎡ H21実績:7,995㎡)

<農業生産条件の強化（自己施工）に取り組む事例>

○収益向上に向けた取組

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	福岡県朝倉市 あさくらし 恵蘇宿 えそのしゆく			
協定面積 36.9ha	田	畑（100%）	草地	採草放牧地
		柿他		
交付金額 327万円	個人配分			0%
	共同取組活動 （100%）	役員報酬		4%
		水路・農道の管理等の共同取組経費		31%
		鳥獣害防止対策		53%
		その他		12%
協定参加者	農業者 62人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

恵蘇宿集落は柿園を主体とした農業経営が行われているが、ほとんどの農地が山間地にあることから、農業用水の現地確保が困難な状況にあった。さらに農道の路面状態も悪く、毎日の柿園管理作業に苦慮していた。

このため、平成 12 年度から中山間地域等直接支払制度を活用し、山間地での農業用水の確保、農道の維持管理の充実及び鳥獣害対策等を実施してきたところであり、第 3 期対策も引き続き本制度に取り組むこととなった。

3. 取組の内容

山間部の 4 ヲ所に給水ポンプ施設を設置し、農業用水を確保したことによって、給水作業時間の短縮等、柿園の管理作業が非常に効率的になった。また、農道の維持管理作業にも共同で取り組むことで、利便性が飛躍的に向上し、現在も良好な状況で維持している。さらに鳥獣被害防止対策として、電気柵を年度計画に基づき順次施工しているところである。

今後は電気柵の早期全線完成を図り、更なる収益向上を目指したいと考えている。



【集落の風景】



【電気柵の設置】

〔集落の将来像〕

○共同作業による農道の維持管理の徹底、給水ポンプ施設整備による用水の確保を行うとともに、鳥獣害対策事業を早期に完成させ、魅力ある柿園栽培により耕作地の荒廃防止を図る。



〔将来像を実現するための活動目標〕

- 高収益柿栽培の推進の徹底
- 鳥獣害防止柵の早期完成
- 給水場ポンプ施設の維持管理の徹底
- 農道及び園関連等の維持管理の徹底

〔活動内容〕

農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理（畑 36.9ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り （約 300m²、年 1 回） 個別対応	機械・農作業の共同化 （防除用ポンプを集落全体で 共同利用） 共同取組活動
農道・排水路の管理 年 3 回 ・水路約 200m、草刈、泥上げ、 暗渠排水清掃 ・農道約 11km、草刈 共同取組活動		農業生産条件の強化 鳥獣害電気柵の設置 L=4km、 H=1.5m 一部実施 （目標受益面積 15ha） 共同取組活動
農地法面の定期的な点検 災害発生前の事前点検、年 2 回 共同取組活動		
鳥獣害防止柵の維持管理 電気柵の管理、月 1 回 共同取組活動		

4. 今後の課題等

給水ポンプ施設や電気柵を継続して活用するためには定期的な点検や整備等が不可欠であり、毎年の維持管理経費が必要となる。しかし、交付金収入は恒久的なものではないことから、施設の見回りや草刈り等の管理作業を月 1 回は無償で行うなど、協定参加者の意識向上を図ることで、自立した農業生産活動等の体制構築を目指している。

今後はさらなる収益向上のため、より一層の集落の結束を図っていきたい。

〔第 2 期対策の主な成果〕

- 農道の維持管理の徹底
- 給水ポンプ場施設の完備（4 ヲ所）
- 給水ポンプ場、高架水槽の増設（2 ヲ所）
- 猪捕獲用、箱罠の設置（10 ヲ所）
- 鹿、猪被害対策、電気柵の一部分完成（L=2.5km H=1.5m）

<地場産農産物の加工・販売に取り組む事例>

○たけのこを使った地域振興

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	福岡県 ^{みやこぐん} 京都市郡 ^{まち} みやこ町 ^{しもがわち} 下河内			
協定面積 8.1ha	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
	水稲、麦等			
交付金額 170万円	個人配分			50%
	共同取組活動 （50%）	農道、水路管理費		20%
		多面的機能増進活動費、その他		24%
		共同利用機械購入費		6%
協定参加者	農業者 30人、営農組合（構成員42人）			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

下河内集落は総戸数 34 戸（うち、兼業農家 17 戸）で構成され、昔ながらの棚田耕作地が多く、2 段畦などがあり、畦畔面積の広い急傾斜地である。

高齢化が進み、耕作の不便な山間部の農地が荒廃する恐れが出てきたので、基盤整備後の優良農地の保全と農業生産活動の維持を可能にするため、中山間地域等直接支払制度を導入し、協定参加者が農地の保全に努めてきた。

また、集落内の公園の清掃等においても共同管理が行われるようになるなど、集落の活性化が図られてきた。

3. 取組の内容

本集落は制度導入と前後して営農組織を設立している。取組内容としては、定年帰郷者等が農業に従事することができる環境の整備や転作田を活用した麦、大豆、そばの作付け等、生産活動の維持による農地保全に努めるとともに、農地法面の崩壊を未然に防止するための定期点検、年 3 回（5 月、7 月、9 月）の農道・水路の草刈りなどを行っている。

また、勝山地区の粘土質な赤土やカルスト台地のおいしい水と瀬戸内海式気候のあたたかい雨など、恵まれた風土の中で育ち、古くから郷土の味として親しまれている「たけのこ」について、たけのこ掘りの体験活動を行うことでその美味しさを P R し、販売の推進を図ってきた。

今後は、直売所を建設し、イベント等を実施することで、たけのこの加工品など付加価値を高めた農産物の販売推進を行い、農業所得の向上、農業生産活動の維持を図り、更なる地域の活性化につなげたい。



【下河内集落】



【たけのこ】

【集落の将来像】

- 新規就農者を確保し、核となる人物を育て、営農組合と一体となって集落を守っていく。
- 集落の特産物であるたけのこを活用した地域のPRを行い、更なる地域活性化につなげる。



【将来像を実現するための活動目標】

- 集落の特産物であるたけのこの加工・販売を行い、地域で新規認定農業者を育成する。

【活動内容】

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田 8ha）

個別対応

水路・作業道の管理

- ・ 水路 3.0km、年 3 回
清掃、草刈り
- ・ 道路 3.0km、年 3 回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
（年 2 回及び随時）

共同取組活動

農地法面の崩壊を未然に防止
するため、集落内の担い手を
中心に定期的な点検を行う。

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
（約 0.5ha、年 1 回）

個別対応

農業生産活動の体制整備

地場産農産物等の加工・販売
たけのこの加工・販売など

共同取組活動

認定農業者の育成
（集落の認定農業者の育成：
目標 1 人）

共同取組活動



集落外との連携

- 保育所、学校等のふれあい行事に積極的に出向き、野菜の植え付けや、作り方の指導を行っている。

4. 今後の課題等

有害鳥獣対策によるイノシシ防止柵を共同設置したが、近年、猿による被害が増加しており、更なる対策を実施したいと考えている。

【第 2 期対策の主な成果】

- ・ 集落全体での生産体系の整備による営農の効率化（大型機械の共同利用による低コスト化など）
- ・ イノシシ防止柵の共同設置

<多様な担い手（棚田オーナー等）の確保に取り組む事例>

○子供たちとの農業体験学習による集落づくり

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	佐賀県唐津市鎮西町串 ^{からつしちんざいまち} ^{くし}			
協定面積 18.6ha	田（99%）	畑（1%）	草地	採草放牧地
	水稻	みかん		
交付金額 364万円	個人配分			50%
	共同取組活動 （ 50%）	役員報酬	3%	
		集落会合費	2%	
		道路・水路維持管理費	8%	
		道路・水路補修費	16%	
		景観作物作付費	6%	
		有害鳥獣対策費	6%	
		共同機械購入費	8%	
	事務費など	1%		
協定参加者	農業者 30人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

串集落は、佐賀県の北西部に位置する唐津市の中山間地域にあり、近年、農業者の高齢化や兼業化などにより、担い手不足が懸念されてきた。また、イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害も深刻化している。

そのため、平成 12 年度から中山間地域等直接支払交付金制度を活用し、耕作放棄地の増加防止などを目的とした共同活動に集落全体で取り組むこととなった。

3. 取組の内容

第 1 期対策から継続している耕作放棄地の増加防止の取組と合わせて、第 2 期対策からは地区内の保育園児及び小学生を対象とした農業体験学習活動にも取り組んでおり、毎年、小学生約 25 名、保育園児約 10 名を対象に芋植えや芋掘りの体験学習を行っている。また、有害鳥獣による農作物被害を軽減するため、集落協定参加者の共同取組活動として、ワイヤーメッシュや電気牧柵を設置している。



【景観作物作付】



【農業体験学習】

〔集落の将来像〕

- 鳥獣害対策を拡大し、また、農作業の共同化や有機農業を推進する。これにより、効率的な農業生産ができる体制を整え、将来において担い手を確保し、持続可能な集落を構築する。



〔将来像を実現するための活動目標〕

- 有機農業への取り組みを推進する。
- 営農継続が困難となった農地を集落一体となって支え、持続可能な体制整備を図る。
- 地元小学生・保育園児への農業体験学習へ取り組む。

〔活 動 内 容〕

農業生産活動等	多面的機能活動	農業生産活動の体制整備整備
農地の耕作・管理 (田 18ha、畑) 個別対応	周辺林地の下草刈り 個別対応	高付加価値型農業の実践 (減農薬米の作付を H24 以降に計画) 共同取組活動
水路・作業道の管理 ・ 水路 0.7km、年 2 回 清掃、草刈り ・ 道路 3.1km、年 2 回草刈り 共同取組活動	景観作物の作付 (景観作物としてパンジー・ ビオラを作付けた。) 共同取組活動	多様な担い手の確保 (地元の小学生及び保育園児 約 35 名を対象に芋植え、芋 掘りなどの体験学習を行う) 共同取組活動
農地法面の定期的な点検 (随時) 個別対応		
鳥獣害防止柵の設置・管理 (イノシシなどによる農作物 への被害防止のため電気柵、 ワイヤーメッシュの計画的な 設置) 共同取組活動		

4. 今後の課題等

高齢化や兼業化が進む中で、耕作放棄地を増やさないためにも、担い手農家を中心とした農作業の共同化などの体制整備を行い、有害鳥獣対策を強化することで生産条件の強化を図っていききたい。また、保育園児・小学生を対象とした農業体験学習を今後も継続して行い、将来も農業生産活動が継続して行えるよう努めたい。

〔第 2 期対策の主な成果〕

- 水路・農道の適切な維持管理
- 水路・農道の補修
- 鳥獣害防止対策として電気柵を設置 (L=約1,800m)

<集团的かつ持続的な支援体制の構築に積極的に取り組む事例>

○集落での農業生産活動の体制整備

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	佐賀県 ^{たけおしわかきちょう} 武雄市若木 町 ^{しもむら} 下村			
協定面積 16.9ha	田（99.7%）	畑（0.3%）	草地	採草放牧地
	水稲・大豆	みかん		
交付金額 247万円	個人配分			40%
	共同取組活動 （60%）	集落の各担当者の活動に対する経費		10%
		農業生産活動等の体制整備に向けた経費		25%
		水路、農道等の維持・管理に要する経費		25%
協定参加者	農業者 36人、非農業者 2人			開始：平成22年度

2. 取組に至る経緯

下村集落は、佐賀県の西部に位置する武雄市の中山間地域にあり、近年は農業者の高齢化や集落の過疎化による担い手不足から耕作放棄地の増加が懸念されるようになった。

このため、集落全体で話し合いを進めた結果、第3期対策から中山間地域等直接支払制度を活用し、耕作放棄地の発生防止に向けた取組を行うこととなった。

3. 取組の内容

役員を中心に集落全体での話し合いを行い、農道・水路の維持管理などの共同取組活動が活発に行われるようになった。高齢化などで個人では管理できない農地については、景観作物としてそばやコスモスを作付けるとともに、祭りの時などには育てたそばを用いた「そば打ち」も行っている。

また、近年はイノシシによる農作物への被害が深刻化していることから、ワイヤーメッシュ柵や電気柵を設置するなど、集落をあげて鳥獣害対策を行っており、あわせて、農業の継続が困難となった農用地が生じた場合に備え、個人では管理できない農地について集落全体でサポート体制をとっている。



【集落でそばの作付】



【ワイヤーメッシュ柵の設置】

〔集落の将来像〕

○ 集落ぐるみで農業生産活動の体制整備を図る。



〔将来像を実現するための活動目標〕

○ 協定内の水路や農道について協定参加者全員による清掃・草刈りを実施するとともに、鳥獣害防止対策を講じることで、農業生産活動体制を維持する。

〔活動内容〕

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田 16ha）

個別対応

水路・農道の管理

年 2 回 清掃・草刈

ため池の補修（必要時）

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
（随時）

共同取組活動

鳥獣害防止対策

電気牧柵設置 9 km

ワイヤーメッシュ柵設置 10km

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り

（年 2 回）

共同取組活動

景観作物の作付

（景観作物として、そば・コスモスを作付けた。）

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農業の継続が困難となった農用地が生じた場合に備え、サポート体制を構築する。

共同取組活動

4. 今後の課題等

集落内での話し合いを活発に行うようになり、集落全体で農地を守っていこうという意識の醸成に繋がった。今後もサポート体制の充実を図っていきたい。

<農業生産条件の強化（自己施工）に取り組む事例>

○持続的な農地保全を目指して

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	佐賀県 ひがしまつうらぐん 東松浦郡 げんかいちょう 玄海町 ありうらしも 有浦下			
協定面積 24.6ha	田（98%）	畑（2%）	草地	採草放牧地
	水稲、野菜	飼料作物		
交付金額 478万円	個人配分			47%
	共同取組活動 （53%）	農道・水路維持管理、整備費		30%
		農用地の維持管理費		7%
		多面的機能増進活動費		4%
		その他（役員報酬等）		12%
協定参加者	農業者 27人、有浦下棚田組合（構成員27人）			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

有浦下集落は、佐賀県の北西部、東松浦半島のほぼ中央に位置しており、農道が狭く急な斜面に農地が多いなど生産条件が厳しいうえ、農業者の高齢化や兼業化が進む中、耕作放棄地の増加が懸念されている。

このため、平成12年度から中山間地域等直接支払制度に取り組み、集落内の水路・農道等の管理や景観作物の作付け等の共同取組活動を実施してきたが、集落での話し合いの結果、第3期対策においては、高齢者における農作業の負担軽減等を図るため、新たに農道の整備に取り組むこととなった。

3. 取組の内容

水路・農道等の管理や景観作物としての菜種等の作付けといったこれまでの取組に加え、第3期対策期間中の平成22年度から26年度にかけて、道が狭小で農作業等に危険を伴うような農道を中心に協定参加者による自己施工により整備を進め、農業用機械の通行を可能にすることで農作業の負担軽減及び効率化を図る。

これにより、集落における持続的な農地の維持・管理が可能となる基盤を構築する。



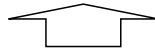
【農道の舗装作業】



【景観作物の作付状況】

〔集落の将来像〕

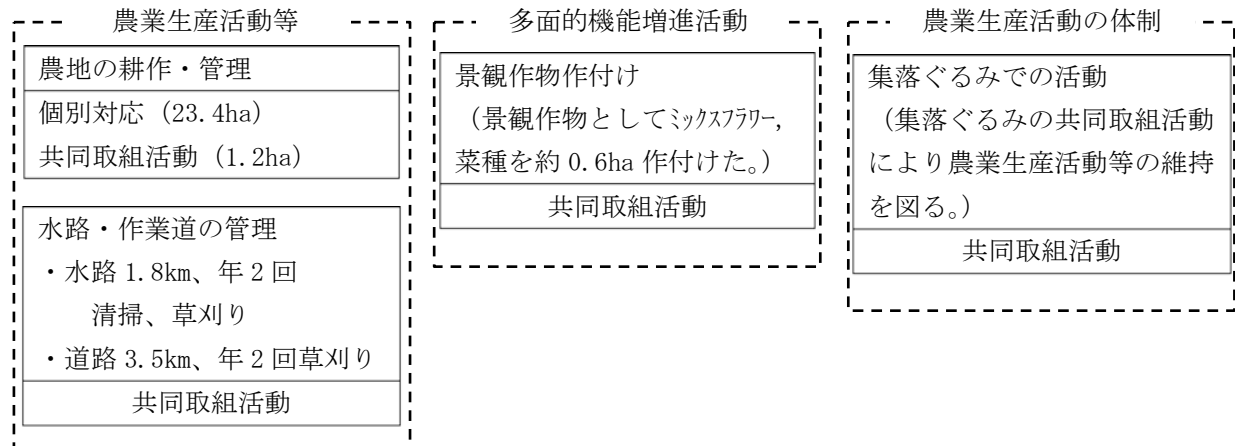
○ 農道を整備していくことで、高齢者への農作業の負担軽減を図るとともに、兼業している若者の農業離れを防止し、持続的な農地の維持・管理へとつなげていく。



〔将来像を実現するための活動目標〕

○ 道が狭小で通行に危険を伴うような農道を中心的に整備していく。

〔活 動 内 容〕



4. 今後の課題等

現在、集落内で調整を図りつつ、順次農道の整備を進めているところである。今後は地域の現状を勘案しながら、高齢化・担い手不足の解消のため、後継者の育成にも取り組んでいきたい。

〔第2期対策の主な成果〕

- ・水路・農道等の管理
- ・景観作物の作付（菜種）

<機械・農作業の共同化に取り組む事例>

○集落による集落のための営農

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	長崎県大村市 おおむらし 中岳 なかだけ			
協定面積 15.9ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻・麦・飼料米等			
交付金額 334万円	個人配分 33%			
	共同取組活動 (67%)	水路・農道維持管理費	22%	
		鳥獣害対策費	15%	
		共同利用施設整備費	24%	
協定参加者	農業者 26人、農業生産法人（構成員2人）、非農業者 5人			開始：平成12年度
	多面的機能増進活動費ほか 6%			

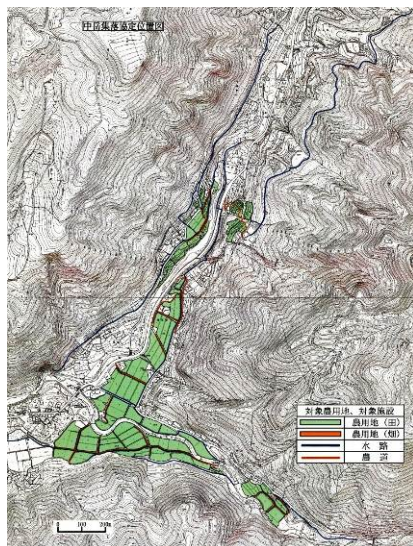
2. 取組に至る経緯

中岳集落は、兼業農家が多く、農家の高齢化も進み、担い手不足が懸念されていた。そのような中、共同作業を通じて適切な農用地・農業用施設の管理を実施することで集落内の活性化を図るために、平成 12 年度から中山間地域等直接支払制度の取組を開始した。

第 2 期対策では担い手への農作業の委託を推進してきたが、第 3 期対策では機械・農作業の共同化を進めることでさらなるコスト削減を図り、集落による集落のための営農を目指すこととしている。

3. 取組の内容

平成 22 年度に集落営農組織「萱瀬中部営農組合」を設立し、農地集積や農作業の受託を推進することで構成員の支援体制を強化し、さらに平成 22 年度に播種機購入、平成 23 年度には間伐材を使用した共同作業場を自己施工で建設し、共同育苗により経営の効率化を図っている。また、農用地や農業資源を守るため、鳥獣害対策としてワイヤーメッシュ柵の設置（4,450m）を行っているほか、農地・水保全管理支払交付金（向上活動）の取組も行っている。



【中岳集落協定図】



【播種機】



【共同育苗作業】



【共同作業場・建設中】



【共同作業場・完成】

〔集落の将来像〕

○ 集落による集落のための営農の実現のため、集落営農組織を核とした農作業の受委託等の推進により高齢者も安心できる農業生産活動の体制整備、共同取組活動や自主施工により集落ぐるみの農業生産活動の体制整備を構築する。



〔将来像を実現するための活動目標〕

- 共同機械・施設の導入、農作業の受委託の推進により経営の効率化を図る。
- 集落営農組織を核とした農地集積を推進し、高齢農家に対するサポート体制の強化を図る。

〔活動内容〕

農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理 (田 15.9ha) 個別対応	景観作物の作付 (景観作物としてれんげ草、菜の花 2ha を作付) 共同取組活動	機械農作業の共同化 (播種機の共同利用を 12ha (75%) 実施、目標：3ha) 共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路 5.9km、年 2 回清掃 ・道路 2.8km、年 2 回草刈 共同取組活動		担い手への農地集積 (H22 年集落営農組織を設立し、15.9ha の農地を集積し共同販売経理を実施、2ha (13%) を受委託契約、目標：0.8ha) 共同取組活動
農地法面の定期的な点検 ・点検 年 1 回及び随時 共同取組活動・個別対応	集落営農組織の育成 (トラクター、播種機、コンバインの共同利用を 0ha (0%) 実施、目標：4.8ha) 共同取組活動	
鳥獣害対策 (ワイヤーメッシュ柵 (4,450m) を設置) 共同取組活動・自主施工	集团的・持続可能な体制整備 ・集落営農組織を主体とした構成員へのサポートを強化 共同取組活動	担い手への農作業の委託 (へり防除組合へ防除作業を 9.7ha (61%) 委託、目標：現状維持以上) 共同取組活動
その他 農地・水保全管理支払交付金 (向上活動) の取組 ・水路、農道の補修、更新		

4. 今後の課題等

共同取組活動を通じ、集落のことは集落でという意識が高まり、平成 22 年の集落営農組織の設立に繋がった。しかしながら、高齢化による後継者不足や米価低下等による経営悪化への歯止めには至っておらず、今後も集落営農組織を核として、農作業受委託の拡大、機械共同化の推進、後継者の育成等を図っていく。

また、新規作物にも力を入れ、加工販売も視野に入れた 6 次産業化を目指す。

〔第 2 期対策の主な成果〕

共同取組活動及び老朽化した用水路の補修・整備により農用地・農業資源の保全管理機能が向上し、担い手への農作業委託の推進により集落の体制整備が強化され、非農業者等との連携により多面的機能の増進が図られた。

○ 担い手への農作業の委託 (目標面積 7.8ha、H17当初面積 6.3ha、H21実績面積 9.7ha)

○ 非農家との連携による多面的機能の発揮 (H21実績 0.4ha、景観作物作付)

＜その他、取組に特徴のある事例＞

○農家と非農家の連携による集落活性化の取組

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	長崎県 ひがしそのぎくんかわたなちょう 東彼杵郡川棚町 おぐし 小串			
協定面積 8.9ha	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
	水稻・飼料・園芸作物			
交付金額 185万円	個人配分 33%			
	共同取組活動 （67%）	共同施設維持管理費		32%
		有害鳥獣対策費		13%
		多面的機能活動費等		22%
協定参加者	農業者23人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

小串集落内には 23 戸の農家が存在し、水稻栽培が中心であるが、地域のブランド作物である「小串トマト」や繁殖・肥育牛の生産も行われている。

しかしながら、農業所得は市場の動向により大きく変動することから、後継者はいるものの、今後農業を後継する際の不安要因となっており、地域の営農活動を継続させるためには、農業所得の安定が課題となっている。

また、地域農業を継続させるためには営農環境の保全活動が必須であるが、今後農家の高齢化が更に進行すると見込まれるため、農地及び周辺環境の保全活動を継続させるためには、地元住民の農業に対する理解と協力が必要であると考え、農家と非農家の連携の下、本事業の取組を開始することとした。

3. 取組の内容

農地保全の必要性を非農家にも認識してもらうことを目的として、地域の小学生を対象とした農作業体験に取り組むとともに、町が主催する農業体験学習（トマトハウス）にも協力している。

地域で雇用の場を確保するとともに、将来的には高齢者や女性の「生きがい農業」を実践する場となる直売所や農産加工所を設置する意向もあり、県の事業（ながさき農山村活性化支援事業）のモデル集落の指定を受け、現在、兼業農家や非農家と連携し、地域ビジネスの方向性について検討を行っている。

また、2期対策で建設した「ロッジきたごもり」は、中山間集落協定の総会等の会議開催、地元農家の勉強会や講習会等に利用されている。24年度は、保健所の認可を受け加工所としての利用できるよう改修を行い、地元農家・事業者・非農家との提携により加工品の開発・販売を行う予定。



【ロッジきたごもり】



【ふれあい農業体験学習】

〔集落の将来像〕

○農産加工施設・直売所を設置し、生産者（兼業含む）の所得向上に努めると共に、地域における雇用・地域住民の交流の場とし、農業が継続しやすい環境を整えたい。



〔将来像を実現するための活動目標〕

○地域内の農家と非農家が知恵を出し合い、特産加工品等の開発・直売所の経営など、地域ビジネスの構築に取り組む。

〔活動内容〕

―― 農業生産活動等 ――

農地の耕作・管理（田 8.9ha）
個別対応

水路・作業道の管理
・水路 2.7km、年 2 回
清掃、草刈り
・道路 3.8km、年 2 回草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
（年 2 回及び随時）
共同取組活動

―― 多面的機能増進活動 ――

周辺林地の下草刈り
（約 0.5ha、年 1 回）
共同取組活動

小学生の農作業体験学習の実施
共同取組活動

景観作物の作付けの実施
個別対応

農業生産活動の体制整備

協定農用地の拡大
（1ha 以上の拡大）
共同取組活動

担い手への農地の集積
（集落の認定農業者に 1ha 以上集積）
共同取組活動



集落外との連携

○将来の直売所設置に向けて、五反田集落の認定農家と交流を行っている。

4. 今後の課題等

集落農家の中心的な役割を担っている、トマトや畜産農家には後継者がいるが、水稻作物等の兼業農家は今後減少し、遊休農地の増加が懸念される。直売所を設置することで、小規模・兼業農家の廃業を抑止したい。

また、現在耕作放棄地の解消に向けて、整備に取り組んでいるが、整備後に何を作付けすれば良いか（収益に結びつけられるか）検討する必要がある。

〔第 2 期対策の主な成果〕

- ・交流集会所（ロッジ「きたごもり」）の建設（平成20年）
- ・耕作放棄地を解消し、第3期対策農地を拡大した。（7.4ha→8.9ha）
- ・花いっぱい活動の取組

<多様な担い手（棚田オーナー等）の確保に取り組む事例>

〇ＮＰＯとの連携による農業体験活動

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	熊本県菊池市 細永 ^{きくちし ほそなが}			
協 定 面 積 14ha	田（63%） 水稲他	畑（37%） 飼料作物、サトイモ他	草地	採草放牧地
交 付 金 額 212万円	個人配分 50%			
	共同取組活動 (50%)	共同利用機械購入費		11%
		水路・農道等維持管理費		14%
		農用地維持管理活動		9%
		その他		16%
協 定 参 加 者	農業者 18人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

細永集落は、熊本県の北部、大分県との県境近くにある菊池市の北東部に位置しており、近隣にある菊池溪谷は名水百選にも選ばれているとともに夏場は冷涼な気候から避暑地となっていることから、都市住民が多く訪れる地域でもある。しかし、集落内では高齢化が進み、耕作放棄地の増加が懸念されていたところである。

このため、耕作放棄地の発生防止及び都市住民との交流による農業理解を深めることを目的として、平成12年度から中山間地域等直接支払制度に取り組んできたところである。

3. 取組の内容

交付金を活用して購入した農業用機械の共同利用を行うとともに集落内の水路・農道の整備を行うなど、持続可能な農業生産活動に向けた体制整備を行っている。

また、ＮＰＯ法人「きらり水源村」と連携し、農外からの農業体験活動の受け入れも実施している。この活動では、集落農家の指導の下、県内外からの親子や子どもたちが米づくりに熱心に取り組んでおり、農作業の苦労や大切さを実感してもらっている。



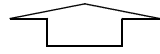
【集落での水路・農道整備の様子】



【きらり水源村との連携（農業体験活動）】

【集落の将来像】

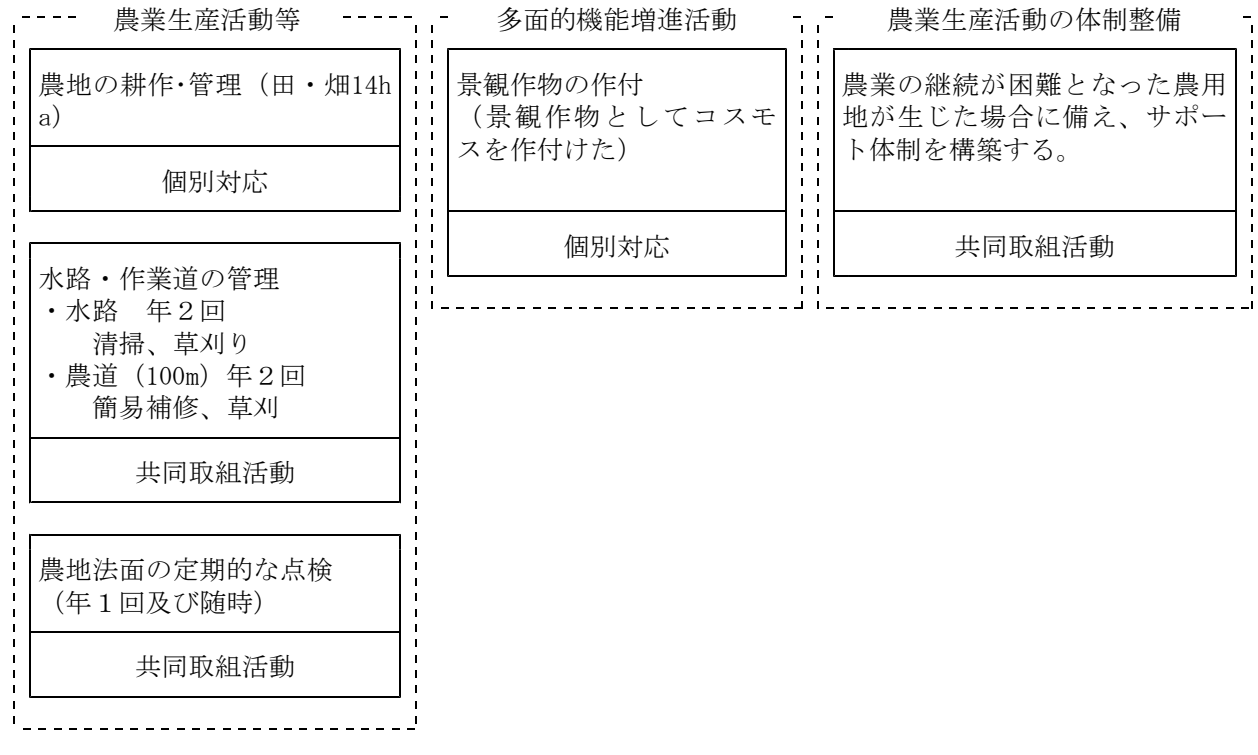
- 集落内の農家が意欲を持って農業生産を行える体制整備ができています。
- 耕作放棄地が発生したときには協力して農地の保全管理にあたり、農外との農業活動も含めながら持続的な農業生産活動を行う。



【将来像を実現するための活動目標】

協定集落内の水路、農道については、協定参加者全員で草刈り、泥上げを年2回行う
協定参加者は各自水路等の見回りをし、補修が必要と思われる場合は、全員で作業を行う

【活 動 内 容】



集落外との連携

- NPO法人「きらり水源村」と連携し、集落内外から訪れた子どもたちと田植えや稲刈りの農業体験活動を実施

4. 今後の課題等

第1期対策から11年が経過し、集落とNPO法人「きらり水源村」との連携した取組や集落での共同取組活動等を通じて、構成員の農地を保全していこうとする意識が高まった。しかし、集落内の高齢化によって年々農地の管理保全が厳しくなっている。

このような現状の中、共同機械を利用して作業の効率化を図ること、また、NPO法人「きらり水源村」との活動機会を増やすことで、集落全体で農地保全へ取り組んでいきたいと考えている。

【第2期対策の主な成果】

- 集落での機械・農作業の共同化（H17：4ha H21：4.8ha）
- NPO法人「きらり水源村」との連携による農作業体験活動の実施
- 農道・水路の整備等（農道50m）

＜地場産農産物の加工・販売に取り組む事例＞

〇活気ある集落の継続を目指して

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	熊本県天草市河浦町河浦 河浦立原 あまくさしかわうらまちかわうら かわうらちはら			
協 定 面 積 26.4ha	田 (93%) 水稻等	畑 (7%) 果樹等	草地	採草放牧地
交 付 金 額 417万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	役員報酬、会議費等		5%
		直販所・加工所の運営、アジサイの里作り等		10%
		水路・農道・農地等維持管理活動（共同活動）経費等		35%
協 定 参 加 者	農業者 48人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

河浦立原集落は天草下島の中南部に位置しており、温暖な気候を活かした農業が行われてきたが、地形は急峻で平野部が少なく、以前から高齢化や後継者不足による耕作放棄の発生や増加が懸念されていた。

このため、平成12年度から中山間地域等直接支払制度に取り組み、集落内の水路・農道・農地等の管理活動のほか、アジサイの作付による景観形成の取組等を行ってきた。

2期対策では新たに直販所・加工所の設置を行い、現在も順調に売上を伸ばしてきた。

3期対策の開始に当たり、集落及び地区の関係者全員で会議を開催し、今後も本制度を活用して集落内の農地や施設の管理を行い、活気のある集落の継続を目指すこととなった。

3. 取組の内容

高齢化や後継者不足による耕作放棄の発生や増加が懸念されていたため、集落内の後継者や若手を中心に集落内作業班を設置し、集落及び地区全体の農地の保全を行っていくこととした。景観形成として制度開始以前から取り組んできた「アジサイの里作り」を継続するとともに、平成18年度に本制度を活用して設置した直販所については、現在、町内だけでなく町外からの出品者もあり、集落の中心的な施設となっているところであり、年間売上1,000万円を目指し今後も活動を行っていくこととしている。



【直販所】



【共同活動（草刈作業）】

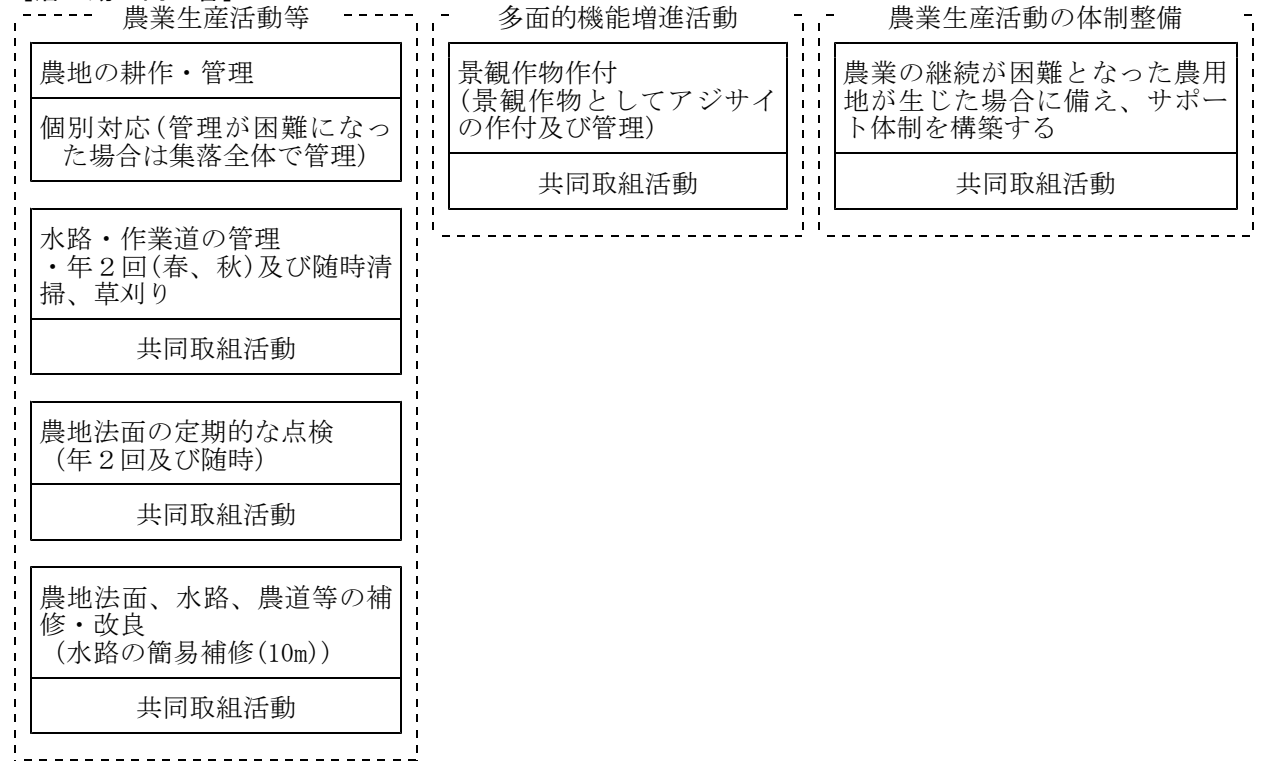
【集落の将来像】

- 集落内作業班を設置し集落内で管理が困難となった農地が発生した場合に、集落全体でサポートを行う体制を整備する。また、2期対策で設置した直販所・加工所を今後も有効的に活用していく。

【将来像を実現するための活動目標】

- 集落内作業班の設置及び、直販所の年間売上1,000万円を目指し運営を行う。また、アジサイの里造りを継続して行う。

【活動内容】



集落外との連携

- 集落内の農家に農作業委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進する。

4. 今後の課題等

制度開始から11年が経過しており、当初から比べ集落構成員の高齢化や担い手の不足が進んでいる。このままでは集落の営農活動や集落活動にも限界が生じてくるため、現在集落内にいる担い手や若手で農地や施設の管理を行える体制整備を今後とも進めていく必要がある。

【第2期対策の主な成果】

- 直販所・加工所の設置・運営 (H17:0箇所、0円、H21実績:1箇所、年間売上800万円)
- 非農家との連携(H17:0人、H21年実績:8人)

<農業生産条件の強化（自己施工）に取り組む事例>

〇自己施工で農道コンクリート舗装

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	かみましきぐんやまとちよう つるそこ 熊本県上益城郡山都町 鶴底			
協 定 面 積 21ha	田 (100%) 米	畑	草地	採草放牧地
交 付 金 額 401万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	農道、水路改修費		15%
		共同機械購入費		21%
		担い手育成費ほか		14%
協 定 参 加 者	農業者 24人、機械利用組合（構成員 4人）			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

鶴底集落は、熊本県の東部、阿蘇南外輪山の麓に位置しており、中山間地域の気候と環境等の特性を活かして水稻、高冷地野菜、栗などの栽培が行われている一方、近年では農業者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の発生が懸念されていた。このため、平成12年度から中山間地域等直接支払制度に取り組み、農業生産活動や多面的機能の維持等を行ってきたところである。

本制度の取組によって集落の活性化が図られてきたところであるが、当該地区における新規就農者は平成12年度からの10年間で僅か2名に留まっており、高齢化はさらに進行している。よって、今後の農業生産活動等の継続のため、労力を軽減し安全に農作業が行える環境整備を図ることを目標として、第3期対策に継続して取り組むこととなった。

3. 取組の内容

今後の農業生産活動等の継続のための条件整備として、町の補助も活用した自己施工による農道舗装及び水路の改修を進めることとしている。また、イノシシによる被害も年々増加していることから、効率的な交付金の活用のため、団地化による電柵設置を行うこととしている。



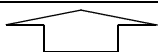
【農道舗装自己施工】



【団地化による電柵設置】

〔集落の将来像〕

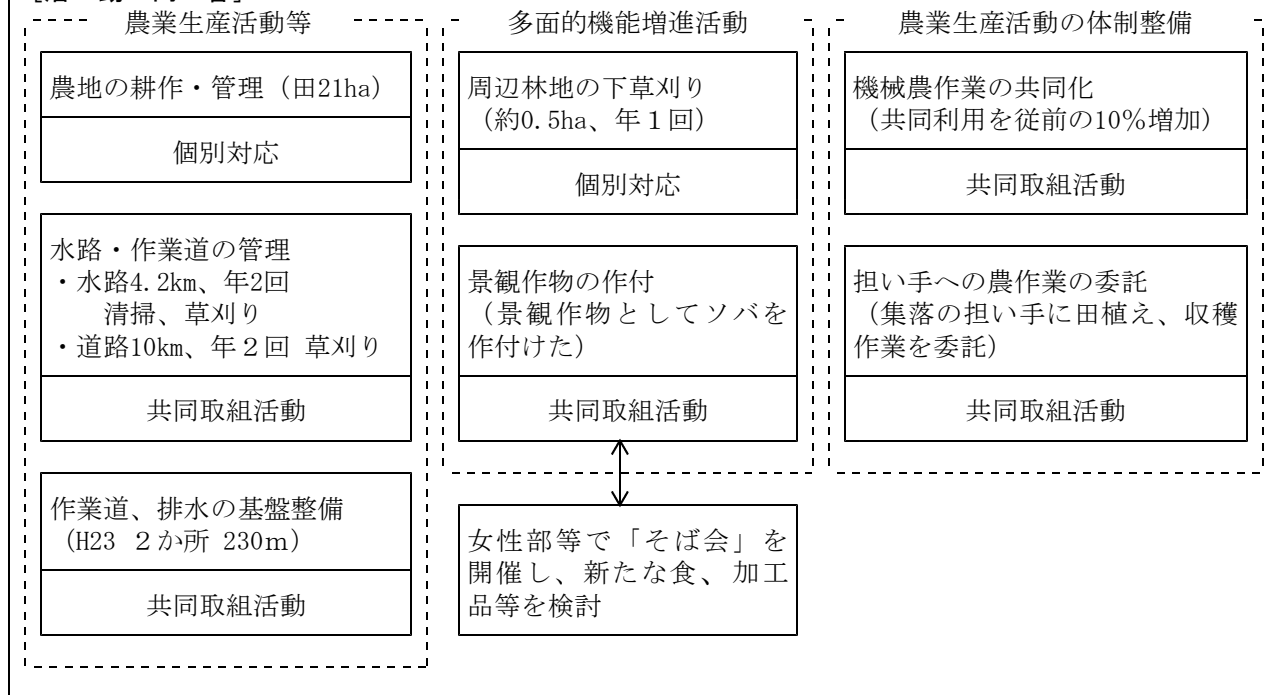
- 地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備



〔将来像を実現するための活動目標〕

- 機械・農作業の共同化、営農組織の育成
- 共同で支えあう集団的かつ持続可能な体制整備

〔活 動 内 容〕



4. 今後の課題等

毎年できる範囲で自己施工の農道舗装を行い、管理労力の軽減を図っている。しかしながら今後の担い手不足は確実に予想されるため、営農組織での取組が必要不可欠であることから、営農組織で採算運営できる体制整備を行う必要がある。

〔第2期対策の主な成果〕

- 共同機械の拡充、更新（コンバイン、畦塗り機等）
- 担い手への農作業委託（3ha）